

福井県丹南広域組合職員服務規程

平成12年3月28日

訓令第1号

改正 平成16年3月3日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、福井県丹南広域組合職員（以下「職員」という。）の服務について、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(服務の原則)

第2条 職員は、圏域住民全体の奉仕者としての職責を自覚し、法令、条例、規則等及び上司の職務命令に従い、誠実公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

(履歴書等の提出)

第3条 新たに職員（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により派遣された職員を除く。）となった者は、履歴書（様式第1号）、写真及び管理者が適当と認める2人以上の保証人の保証する身元保証書（様式第2号）をその採用後5日以内に総務課長に提出しなければならない。

2 前項の履歴書には、学歴を証明するための書類（最終学校の卒業証書の写し又は卒業証明書）及び特別の免許資格を有する者は、その事実を証明する書類（免許状等の写し）を添付しなければならない。ただし、義務教育の学歴については、当該書類の添付を省略することができる。

(届出事項の変更等)

第4条 職員は、履歴書の記載事項に変更が生じたときは、次の各号に掲げるもののうち、その必要事項を職員現況届出書（様式第3号）により所属長を経て、総務課長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、本籍又は住所の変更に関する事項
- (2) 学歴の変更、資格の取得又は試験の合格に関する事項
- (3) 組合の任免事項以外の履歴事項の追加又は変更に関する事項
- (4) 婚姻、離婚又は養子縁組に関する事項
- (5) 前各号のほか、事務局長が必要と認める事項

2 前項の届出には、戸籍記載事項については戸籍抄本を、学歴、資格等についてはその事実を証明する書類を添付しなければならない。

(身分証明書)

第5条 職員は、その身分を明らかにし、公務を適正に執行するために、常に身分証明書（様式第4号）を携帯しなければならない。

2 身分証明書を紛失し、又はき損した場合は、身分証明書再交付申請書（様式第5号）を所属長を経て総務課長に提出し、再交付を受けなければならない。

3 職員は、退職等のため職員でなくなったときは、速やかに身分証明書を総務課長に返納しなければならない。

（営利企業等の従事）

第6条 職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の規定による営利企業等に従事するための許可を受けようとする場合は、直ちに次に掲げる事項を記載した書面を所属長を経て事務局長に提出し、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

（1）兼ねようとする地位又は従事しようとする事業もしくは事務に関する事項（定款、寄附行為、規約等を添付すること。）

（2）前号の期間並びに従事する期間及び具体的内容に関する事項

（3）報酬に関する事項

（4）前各号のほか必要な事項

（出勤）

第7条 職員は、定刻までに出勤し、備付けの出勤簿（様式第6号）に自ら押印しなければならない。

（出張命令）

第8条 職員が出張するときは、別に定めるところにより、管理者の命を受けなければならない。

（出張復命）

第9条 出張を命ぜられた者が帰庁したときは、速やかに文書をもってその要領を上司に復命しなければならない。ただし、軽易な事項については、口頭または資料の提出をもってすることができる。

（事務引継等）

第10条 退職、休職、停職又は勤務替えその他の事由により、職員の担当事務が変わった場合には、前任者は速やかに後任者（上司の指定する職員を含む。）にその事務を引き継ぎ、後任者とともその旨を所属長に報告しなければならない。

2 課長等は、年度初めに、又は所属職員の担当事務が変わった場合には、所属職員の事務分担表を総務課長に報告しなければならない。

（証人等としての出頭）

第11条 職員が職務に関し、又は法令により証人、鑑定人又は参考人として裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署に出頭し証言等をするときは、

その旨を所属長に届け出、又は休暇の承認を受ける際に上司の指示を受けなければならない。

(不在中の事務処理)

第12条 職員は、出張、休暇、欠勤等の場合、分担事務に関し、必要な事項をあらかじめ上司又は上司の指定する職員に連絡し、事務処理に停滞を生じないようにしなければならない。

(外出)

第13条 職員が勤務時間中私事のため外出しようとするときは、上司の承認を受けなければならない。

(整理整頓)

第14条 職員は、書類その他物品の保管場所を定め、常にその所管の書類の整頓に意を用い、損失、き損等のないように留意し、外出又は退庁の際には定位置に整理格納し、机上に散乱させておくことのないようにしなければならない。

(盗難防止)

第15条 課長等は、所管の部屋ごとに書類その他物品の保管責任者を定め、その管理に必要な処置を講じ、紛失、盗難の防止に努めなければならない。
2 現金、有価証券又は重要な物品は、退庁の際保管責任者において盗難のための必要な措置を講じなければならない。

(非常心得)

第16条 職員は、執務時間外、火災、風水害その他の非常災害の発生を知った時又は非常配備のあったことを知ったときは、速やかに登庁し、上司の指揮を受けなければならない。ただし、急を要し、上司の指揮を待ついとまのないときは、臨機の処置をとらなければならない。

(参与職員の待命)

第17条 非常災害の発生により参与した職員は、鎮火又は異変がやんだ後も退散することなく上司の命を待たなければならない。

(所在の明確)

第18条 職員は、常にその所在を明らかにし、不時の際における連絡に支障を来すことのないように心掛けなければならない。

(事故報告)

第19条 職員は、通勤途中、勤務中、勤務時間外のいずれの場合においても、交通事故その他の事故が発生したときは、速やかにその内容を所属長に報告し、その指示を受けなければならない。

2 職員は、前項の事故について、庁用自動車管理規程第15条に該当する場

合を除いて、事故報告書(様式第7号)を管理者に提出しなければならない。
(その他)

第20条 この規程に定めるものを除くほか、この規程の実施に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

様式第1号

履 歴 書

年 月 日現在

ふりがな 氏 名		男・女 印	写真添付位置 本人上半身脱帽
生年月日 年 月 日生 (満 歳)		本籍 都道府県	
ふりがな 現 住 所		電 話 番 号 市外局番()	
郵便番号(-)		方 (方呼出)	
ふりがな 連 絡 先 (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)		電 話 番 号 市外局番()	
郵便番号(-)		方 (方呼出)	

年	月	学歴・職歴 (各別にまとめて書く)

年	月	免許・資格

得意な学科	健康状態
趣味	志望の動機
スポーツ	本人希望記入欄 (給料、職種、勤務地)

家族氏名	生年月日	続柄	職業	家族氏名	生年月日	続柄	職業
通勤時間約 時間 分		扶養家族 (除配偶者) 人		配偶者 (有・無)		配偶者扶養義務	
保護者 (本人が未成年者の場合のみ記入)						電話番号	
氏名			住所				

記入注意 鉛筆以外の青又は黒の筆記具で記入、数字はアラビア数字で、文字はくずさずに正確に書く。

様式第2号

身 元 保 証 書

福井県丹南広域組合管理者 殿

本籍地
現住所
生年月日 年 月 日
氏 名

上記の者に対する福井県丹南広域組合在職中の一身上に関する一切の事件について組合にご迷惑をかけないことを私どもにおいて保証いたすべく、ここに保証書を提出いたします。

なお、この保証期間は、本日から向こう満5ヵ年といたします。

年 月 日

本籍地
現住所
職 業
保証人

印

本籍地
現住所
職 業
保証人

印

様式第4号

身分証明書

No. _____

注 意

氏 名

生年月日

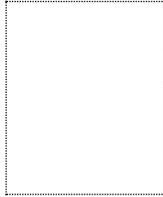
住 所

上記の者は、福井県丹南広域組合の職員であることを証明する。

- 1 記載事項に変更を生じた場合は、直ちに訂正を受ける事。
- 2 退職等により不用となったときは、直ちに総務課へ返納すること。
- 3 この証明書は、他人に貸与しないこと。
- 4 身分について他の者から要求があったときは、この証明書を提示すること。
- 5 この証明書は、常時携帯すること。

年 月 日

福井県丹南広域組合
管理者



様式第 5 号

身分証明書再交付申請書

年 月 日

福井県丹南広域組合管理者 殿

所 属
職・氏名

身分証明書を のために紛失（き損）しましたので、報告し、
あわせて再交付して下さるよう申請します。

様式第7号

自動車等事故報告書

管理者	副管理者	局長	次長	所属長

事故発生日時		年 月 日 午 時 分(天候)			
事故発生場所		(道路名)			
事故の当事者	当 方	所 属		車名・所管	
		職 氏 名		型式・番号	—
	相 手 方	住 所 (TEL)		車名・型式 番 号	—
		氏 名		契 約 保 険 会 社 名	
		職 業 又 は 勤 務 先		保 険 契 約 者	
事 故 原 因 及 び 概 況					
傷 害 の 部 位 及 び 程 度	当 方				
	相 手 方				
物 件 破 損 の 程 度	当 方	評価			円
	相 手 方	評価			円
運 転 者 に 関 す る 調 (当 方 が 加 害 者 の 場 合)	当 日 の 健 康 状 態		運 行 経 路 の 経 験		
	事 故 車 両 運 転 経 験		車 両 運 行 に 係 る 刑 事 、 行 政 罰 の 有 無	無、有(内容)	
事 故 処 理 状 況					
上記のとおり相違ありません。					
年 月 日					
				運 転 者	印 印
				同 乗 者	